

令和2年第3回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和2年5月28日 午前9時00分～午前9時30分
2. 開催場所 土佐町役場第1会議室
3. 出席委員 (11名)
1 和田正夫・2 和田勇・3 伊藤弘康・4 式地数一・5 秦泉寺博隆・
8 西村美佐江・9 澤田順一・10 川村正光・12 永野博隆・
13 西村尚・14 細川盛次
4. 欠席委員 6 仁井田亮一郎・7 伊藤正枝・11 竹政寛 (3名)
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 和田誠 書記 出島美穂
6. 議事日程

議案審議

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条による許可申請について |
| 第2号議案 | 非農地証明について |
| 第3号議案 | 土佐町農用地利用集積計画について |

7. 会議の次第

事務局 出島：おはようございます。只今から令和2年第3回土佐町農業委員会総会を始めます。本日欠席の委員は仁井田委員、伊藤正枝委員、竹政委員です。前回の総会で前事務局長から報告がありました通り、4月1日付けの人事異動により、事務局長が和田誠に代わりましたので、ご挨拶申し上げます。

事務局長：改めましておはようございます。4月1日より伊藤の後任で農業委員会事務局長を務めております、和田誠です。米を作っておりますが、詳しいところは勉強中です。またいろいろと教えてください。よろしくお祈りします。それでは会長お願いします。

会長：おはようございます。令和2年第3回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。12番永野博隆委員、13番西村尚委員の2名を指名致しますのでよろしくお願い致します。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 出島：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町の許可になります。今回は2件あります。一件目、譲受人、
番地、
さん、譲渡人、
番地、
さん。土地は、
番、畑1筆、面積は436平米です。場所は、
さんの自宅横の細道を上がったところです。売買による所有権移転です。売買価格は21万円、反当り50万円です。今後も畑として利用予定で、ソルゴーの栽培をする予定です。譲受人の農地所有状況は本件が許可されると15,164平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。担当の委員の竹政委員より確認の書類をいただいております。本日竹政委員は欠席ですが、特段の説明はないと連絡がありました。以上です。

会長：この件について質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：挙手多数により、本件は許可することに決定しました。続いて2件目について、事務局の説明を求めます。

事務局 出島：2件目について説明します。譲受人、
さん、譲渡

付け計画について説明をしましたが、結果は許可相当と結果をいただきました。この後、町の農業委員会の許可相当と、県審議会の許可相当との意見を踏まえ、県知事から許可、不許可の結論がでることになります。また、結論が出ましたら、総会の中でお知らせします。200本の苗の定植は今月中にほぼ終了することですが、伊勢川山は地温が低い為、今年の新たな試みとして、苗の一時部を平地で太らせてから、1月ほど遅らせて一部を6月に定植します。

3月末に報酬を、4月に該当する方には費用弁償を指定口座に振込みました。支払い明細を配布していますので、ご確認をお願いします。

以上です。

会長：その他の件でなにか、質疑はありませんか。

和田委員：伊勢川山の許可について、県の対応を構わない範囲で聞かせてください。

事務局 出島：申請書を県に進達して、結果を待っているところです。先ほどお話しした通り、町農業委員会からは許可相当と判断した意見を付けています。今回、県の審議会からも許可相当であるという意見をもらいましたので、それを県に追加提出します。それを踏まえて県知事が判断しますが、来週、農業基盤課が現地を確認しに来ると連絡をもらっていますので、日程を調整して事務局と会長とで対応します。どういう風に考えているかなどの情報は入っていません。昨年の本山町への説明には収量の3割を切っているから1年での許可であるという話があったようです。それでいくと今回は45%の収量がとれており、3割は超えていますので、ここだけを考えると昨年よりは良い状態での許可内容になるのではないかと、と思いますが、それは推測でしかありませんので、結論が出るまではわかりません。

和田委員：わかりました。

澤田委員：コロナの給付金についてですが、花卉農家の固定経費というのは、掛買いで農協で買ったものは、数カ月後から払うことになってますが、支払った分が対象なのか、購入した分が対象なのかどちらですか。

事務局 局長：その月に取引があった、ということであれば対象としてもらってかまわない。取引分で申請を上げたものを後日、請求分で再度計上することはできません。重複しなければかまいません。9月に取引で購入していたら、納品書で計上してもらってかまいません。

澤田委員：苗代や球根代は対象ですか。

事務局 局長：今のところ、維持管理経費を対象とするというところで、人件費をメインで考えていただいて、5月なら5月に必要になったものはすべて計上してみてください。出していただいたうえで町長と判断したいと思います。初めてやる支援なので、手探りで進めています。人件費を中心に支援金という形で支援をしたいと考えます。

澤田委員：重油は冬しか使いませんか。

事務局 局長：リース料があればよかったですね、ないのですよね。

澤田委員：ありません。この件についてはわかりました。

会長：今年は伊勢川山への圃場視察はどうしますか。

事務局 出島：伊勢川山への現地確認を7月の総会の後に行くように用意したいのですが、よろしいでしょうか。農業委員会との良好な関係が築けているということが、重要視されるようです。農業委員会が指導し、その指導を受け入れて改善しているという関係を今後も続けていく必要があります。そのため、今年も複数回総会後に現地確認に行くよう計画しています。7月の総会后、午前中いっぱい予定しておいていただきたいです。よろしくをお願いします。

会長：よろしいでしょうか。

他委員：はい。

会長：その他ございませんか。

会長：それでは以上で第3回農業委員会総会を閉会します。

土佐町農業委員会長

和田正夫

議事録署名委員

永野博隆

議事録署名委員

西村 尚